

平成31年度 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の実施について

特定化学物質障害予防規則及び四アルキル鉛中毒予防規則に基づく標記技能講習を下記要領により開催しますので、特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第三に掲げる物質）を製造し、又は取り扱う事業場及び同別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の事業場においては是非受講されるようご案内申し上げます。

新旧制度の比較（○は各作業主任者へ選任可能）

講習名	作業主任者			備考
	特定化学物質	四アルキル鉛等	石綿	
イ、特定化学物質及び四アルキル鉛等	○	○	×	平成18年4月1日以降に取得
ロ、旧・特定化学物質等	○	×	○	平成18年3月31日以前に取得
ハ、旧・四アルキル鉛等	×	○	×	平成18年3月31日以前に取得
ニ、石綿	×	×	○	平成18年4月1日以降に取得

記

- 1 日時・場所 日時：下記のとおり
場所：当協会三日月講習会場 ※会場の地図は巻末に添付しています。
- 2 講習科目及び時間

講習科目	講習時間	日程	時間
特定化学物質等による健康障害及びその予防措置	4 時間	1 日目	9:00
保護具に関する知識	2 時間		16:00
作業環境改善の方法	4 時間	2 日目	9:00
関係法令	2 時間		17:00
修了試験	1 時間		

- 3 受講料 当協会々員 12,750円(12,950円)(テキスト代1,440円(税込)を含む) (テキスト代が変更した場合には、差額を申し受けることがありますのであらかじめご了承下さい。)
非会員 13,250円(13,450円)(テキスト代1,940円(税込)を含む)
※ () 内の金額は10月1日以降に開催する講習へ消費税10%を加算した受講料
- 4 申込方法 下部の受講申込書に、受講料及び修了証送付用定形封筒(送付先住所及び氏名を記入し切手392円分を貼付したもの)を添え、〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会 (TEL 0952-37-8277) に現金書留か、又は直接来所の上、事前にお申し込み下さい。
- 5 定員 各60名 ただし、定員になり次第締切らせていただきます。
- 6 注意事項 ※当日の申込みは受理いたしません。※テキストは初日に配布します。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

(不足する場合はコピーをしてご使用下さい。)

平成31年度 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習申込書兼受講票

申込日：20 年 月 日 (会員・非会員) (どちらかを必ず○で囲んで下さい。)

月 日 (曜日) 受講日	月 日 (曜日) 受講日	月 日 (曜日) 受講日	※受講日に○を付けて下さい。
5 20(月)・21(火)	9 2(月)・3(火)	3 3(火)・4(水)	
7 23(火)・24(水)	11 5(火)・6(水)		

(受付：午前8時半開始 講習：午前9時開始) ※科目の入替により時刻が変動する場合があります。
 ※持参するもの 受講票(上記の切取線以下)、上履き、筆記用具、消しゴム
 標記講習を受講したいので受講料 円と修了証送付用封筒を添えて申し込みます。
 ※受付後の「受講料」の払戻はいたしません。また次回への変更も出来ませんので、代替りの参加者の必要事項を記入した書類等を添え受講日3日前までにご連絡願います。
 [入力のため太枠内のみ正確にもれのないようにご記入願います。]

事業場名	TEL	受講番号
所在地	〒 (-)	
連絡担当者氏名	課	
(フリガナ) 受講者氏名	生年月日	現住所
S H	年 月 日	

(一社) 佐賀県労働基準協会 長 殿

《個人情報の取り扱いについて》

ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。